

個人情報保護規程

平成 24 年 12 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、長野陸上競技協会（以下「この協会」という）が保有する個人情報につき、適正な保護を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は次の各項に定めるところによる。

(1) 個人情報

この協会に関わる事業遂行の目的から集収、処理された情報であって、その内容から特定の個人と識別することが出来るものをいう。

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人。

(3) 会員

この協会に登録している者。

(4) 個人情報保護管理者

この規程の運用に関する責任と権限を有する者。

(5) 利用

この協会において個人情報を処理すること。

(6) 提供

この協会以外の者に、この協会の保有する個人情報を利用可能にすること。

(適応範囲)

第 3 条 この規程は、この協会の会員に適用する。

2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の目的に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

(個人情報取得の原則)

第 4 条 個人情報の取得は、利用目的を定め、その目的達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(個人情報利用の原則)

第 5 条 個人情報は、原則として利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが業務遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の第三者提供の原則)

第 6 条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

(個人情報管理)

第7条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(自己情報に関する権利)

第8条 本人から事故の情報について開示を求められた場合は、これに応じるものとする。

2 前項に基く開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、これに応ずるとともに可能な範囲内で当該情報受領者に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第9条 本人から自己の情報について利用又は第三者への提供を拒否された場合は、これに応ずるものとする。ただし、法令に基づく場合はこの限りではない。

(消去・廃棄の手続き)

第10条 個人情報の消去及び廃棄は、当該個人情報利用目的が終了した後、具体的な権限を与えられた者が適切な方法により、なし得るものとする。

(個人情報管理者)

第11条 会長はこの協会内に個人情報管理者を任命し、個人情報業務を行わせるものとする。

2 実施に当っては、補佐する者を任命することが出来るものとする。

3 個人情報管理者は、会長の指示及びこの規程に定めるところに基づき個人情報保護の重要性を会員に理解させ、定期的に周知徹底を図るものとする。

(苦情及び相談)

第12条 個人情報管理者は、相談窓口を設置し、個人情報保護に関する苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

附 則

この規程は平成24年12月1日から施行する。